

2024年6月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 宮 入 バ ル ブ 製 作 所 代 表 者 代表 取締 役 社長 西田 憲 司 (コード番号 6495)

問合せ先経営管理本部経理部長井上洋一

(TEL 03 - 3535 - 5572)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、2023年6月14日に特定LPガス容器用バルブの販売に関して、独占禁止法違反(不当な取引制限の禁止)の疑いがあるとして公正取引委員会の立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

その結果、本日、当社は公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令書および課徴金納付命令書を受領しましたので、下記の通りお知らせいたします。

お客様や株主をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを深く お詫び申し上げますとともに、コンプライアンス体制の強化・充実に取り組み、信頼回復に努めます。

記

1. 排除措置命令の概要

特定 LP ガス容器用バルブについて、製造販売業者 5 社が遅くとも 2021 年 4 月 27 日および 2022 年 4 月 26 日までに共同して行った需要者向け販売価格を引き上げる旨の各合意が消滅していることを確認すること、および、今後、相互間、または他の事業者と共同して特定 LP ガス容器用バルブの販売価格を決定せず、自主的に決めること、また、販売価格に関する情報交換を行わないことを取締役会で決議し、その内容を社内外に通知するとともに、役職員に対する行動指針の策定、定期的な研修の実施等の再発防止策をとることなどを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 : 1億4,859万円 納付すべき期限 : 2025年1月28日

3. 当社の対応

当社は排除措置命令および課徴金納付命令を受けた事実を厳正かつ真摯に受け止め、改めて、独 占禁止法遵守に向けた意識改革と監査体制の整備を行い、再発防止に全力を尽くす所存です。なお、 本件の重大性に鑑み、経営責任を明確にするため、代表取締役は、月額報酬の30%を3か月間自主返 上することにいたしました。

4. 業績への影響

本件課徴金は2025年3月期第1四半期において全額を特別損失に計上いたしますので、2025年3月期の業績に与える影響につきましては、本日公表しました「特別損失の計上および業績予想の修正に関するお知らせ」にある通りとなります。

以上